



医療機関の適正受診に

～ 厳しい短期財政に

組合員や被扶養者の皆さんが医療機関で受診されると、皆さんは医療費総額の3割〔小学校就学前は2割、70歳から74歳は生年月日に応じて1割又は2割（現役並所得者は3割）〕を支払い、残り（7割～9割）は共済組合が支払っていますが、この財源は、主として組合員の皆さんからの掛金と所属所からの負担金などをもって賄われています。

このように、共済組合の医療給付制度は、組合員全員が給料に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担金と合わせて、いざというときに必要な医療給付を行うという『助け合いの制度』から成り立っています。

1 かかりつけ医を持ちましょう！

かかりつけ医とは、普段の健康管理や、日常的な初期の診療（風邪などの診察等）を行う、お住まいの地域の診療所や医院のことです。

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

診療の結果、精密検査や入院の必要がある場合には、適切な専門治療が受けられる病院を紹介してもらえますので、自宅近くで信頼できるかかりつけ医を持ちましょう。



2 夜間や休日診療を控えましょう！

夜間や休日に安易に救急指定医療機関を受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなることもなりかねません。

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

普段からかかりつけ医をもっていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるかどうか、また、どのような場合に翌朝まで待てばよいかなどの対処法も相談できます。



ご協力をお願いします!

ご理解とご協力を～

このことによって、組合員や被扶養者の方が病気やケガをされた場合にも、その治療に要する費用が家計に著しく負担となることなく安心して医療を受けることができるわけです。

しかし、本組合の医療費は、この数年減少の傾向にあります。平成 26 年度も全国市町村職員共済組合が運営する財政調整事業の対象となり、調整交付金を受けるなど依然として大変厳しい財源状況にあります。

このため、皆さんには、下記のことをご理解いただき、医療費の抑制に向け、適切な受診にご協力をお願いいたします。

3 はしご受診はやめましょう!

同じ病気でありながら、「この病院（医者）は苦手・・・」などの安易な理由で、医療機関を次々と変更して受診する『はしご受診』。

医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費の無駄が生じるだけでなく、体の負担にもなります。

このため、信頼できるかかりつけ医をもち、何かあった場合には、まずかかりつけ医に相談するようにしましょう。



本組合では、相談料・通話料無料の

「電話健康相談 ☎0120-031-199」

また「健康・こころのオンライン Web」により、健康に関する相談を行っています。

是非、ご利用ください。

また、各種健(検)診を必ず受け、ご自身の身体の状況を把握し、病気等の早期発見・早期治療を行うことで、重症化を防ぎましょう。

